

# 住宅用火災警報器の 設置義務について知っていますか？

## 1. 「住宅用火災警報器」は火災を見つけて、音や音声で知らせます。

- 消防法の改正により、すべての住宅に「火災警報器」の取付けが義務付けられました。

**平成23年度5月31日までに設置が必要です**



## 2. なぜ「住宅用火災警報器」が必要なのか？

① 火災の発生に気づくのが遅れて、「逃げ遅れ」によって、多くの方が亡くなっています。

② 火災の発生時間は、深夜11時から翌朝6時までの就寝時間帯に多く発生しています。



③ 建物火災による犠牲者のうち9割が住宅火災によるものです。

④ 住宅火災の犠牲者のうち6割が65歳以上の高齢者です。

## 3. 「住宅用火災警報器」の設置場所は？

**1 寝室**  
就寝に使用する部屋の天井又は壁面に設置します。



**2 階段**  
就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井又は壁面に設置します。

**3 台所**  
設置するよう努めてください。  
(義務付けではありません。)

住宅用火災警報器を  
各部屋に取り付けましょう。

